

平成17年度  
第2期 鹿野地区地域審議会会議録  
( 第 1 回 )

日 時 平成17年11月11日

場 所 周南市立鹿野図書館

1階視聴覚室

平成17年度 第2回 鹿野地区地域審議会 会議録

1. 開催日時 平成17年11月11日(金)  
(開会) 午前10時  
(閉会) 午後0時15分
2. 開催場所 周南市立鹿野図書館 1階視聴覚室
3. 出席委員
  - (1) 原 勝己
  - (2) 藤井幸江
  - (3) 藤本絹枝
  - (4) 山崎武夫
  - (5) 青木澄代
  - (6) 廣本武生
  - (7) 植田忍
  - (8) 中村恒愛
  - (9) 小林周子
  - (10) 岸田安義
  - (11) 藤永静恵
  - (12) 坂本良夫
  - (13) 澤野月香
4. 欠席委員
  - (1) 青木孝二
  - (2) 服藤章司

5. 出席職員

総合政策部長 山下 敏彦

企画課長 住田 英昭

企画課中核都市・地域政策担当主査 原田 義司

同 担当 青木 和裕

同 担当 有馬 善己

鹿野総合支所長 土井 公夫

同 次長 有重 郁夫

地域政策課担当 小田 和則

同 担当 末次 哲也

6. 会議次第 別紙のとおり

7. 会議経過 別紙のとおり

## 6 . 会議次第

### 1 . 開 会

### 2 . 委嘱状の交付

### 3 . 市長あいさつ

### 4 . 委員の紹介

### 5 . 会長・副会長の選出

会長 原 勝 己氏を選出。

副会長 藤 本 絹 枝氏を選出。

### 6 . 議 事

(1)地域審議会の概要説明

(2)周南市まちづくり総合計画の概要説明

(3)今後の運営について

(4)その他

### 7 . 閉 会

## 7. 会議経過

**会 長** それでは議事にはいります。(1)地域審議会の概要について説明をお願いします。

**事務局** 地域審議会の概要について説明

**会 長** 説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。

**委 員** 説明によれば、地域審議会は市長の諮問に対する審議・答申と、必要な事項について、市長に対し意見を述べるができるということですが、前者について、まちづくり総合計画の基本構想の作成に対しては昨年度答申をしたが、基本構想の変更について、今後市長から諮問があるという考え方でよいのですか、また、後者については、地域審議会から地域の問題について能動的に意見が言えると考えていいのでしょうか。

**事務局** 合併前に旧二市二町で作成された地域審議会の設置に関する協議書（以下「協議書」と記載。）では、第3条に地域審議会の事務についてうたわれており、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項が皆様にご審議いただく事項の一つとなっており、昨年度、答申をしていただいた周南市まちづくり総合計画の基本構想を基に、基本計画、実施計画を策定し、今年度からまさに実施計画の事業を進めはじめているところであります。また、協議書の第3条第1項第4号により、市長が必要と認める事項について、審議し、答申することができることになっており、能動的に意見が言えるということになると思います。

**委員** 市長が必要と認める事項の範囲がはっきりしていないのではないのでしょうか、私は1,2度地域審議会を傍聴させていただいたのですが、総合計画についての審議も、新市建設計画の進捗であるとか新しい問題が主になっていて、現実に合併してから起こっている地域の中での問題が吸い上げられていないと思います。地域審議会は合併協議の中で、周辺部は議員の数も少なくなることが予想され、住民が不安を持ち、合併の一体感を損なうことになってはいけないということから設置されたもので、市長に意見を言うだけでなく、地域の住民の率直な関心は、周辺部の住民は困っていて様々な問題があり、そういった問題をどう解決していくか、市行政としてどうして下さるかという部分の要望が強いと思います。地域の問題を感じの中で各種団体を代表され、また一般公募で委員となられ、実際どの辺までの話ができるのかということが委員の皆さんの率直な意見だと思います。最初にその辺について確認をしておきたいのですが。

**委員** 基本的には市長から諮問を受けたときに答申するということですが、その他市長が必要と認める事項というのは、新市建設計画や総合計画の進捗状況に係ることであったり、もっと広範に考えて、自主的、能動的に審議できるとのことでしたが、この2年間活動してきて、諮問があるときはそれに対する審議をするが、諮問がないときは会として何をするのか、どういうことをしていけばよいのかという感想をもっていました。そのあたりを明確にし、意義あるものにしていければと思っています。

**事務局** 法律の中では、市長の諮問に対する審議及び答申と、協議書の第3条第2項の部分になりますが、地域の課題など必要に応じて市長に意見を述べるができるという2本立てになっています。後者につきましては、建議という形もありま

すし、皆様がいろんな団体を代表されて審議会に参画していただいております、会議をされる中で出た意見につきましても、総合支所を通じて市の方にご意見いただけると思います。

**委員** ただ今の説明で、地域の課題について弾力的に会議を開くことができるということでしたが、会議を開催するにあたり誰が招集するとかそのあたりの取り決めはどうなっているのですか。

**事務局** それにつきましては、協議書の第7条にあります、第1項では地域審議会の会議は市長が招集するとありますが、第2項に委員の皆様の4分の1以上の方から請求があれば会議を招集することができるとなっています。

**会長** この2年間でふりかえってみますと、去年は総合計画の諮問に対する答申をし、その後は諮問事項がないということでしたので、委員さんからの発案により、地域審議会として皆さんで任意の勉強会を積み重ね、今年度9月に「鹿野地区の緊急の課題について」ということで、鹿野地区地域審議会としての意見をまとめ、市長に建議をしたところです。先ほどからの地域審議会の役割や枠組みについては、これまでやってきた活動で既にクリアしているのではないのでしょうか。また、協議書の第3条第1項とは別に、同条第2項に「地域審議会は、必要と認める事項について審議し、新市の長に意見を述べることができる。」とあり、この第2項の内容を確認すれば、市長の諮問へ対する答申とは別に、自主的に建議をしていくことができることがより明確になるのではないのでしょうか。

**委員** 皆さんやはり心配しておられるわけですね。我々のこの会におきましても、当初は市長への答申が主であろうという考えが強かったが、それだけではないでしょうという部分でずいぶん論議をし、地域の課題について協議を重ね、9月に地域

福祉・医療の問題を中心とした意見具申をしたところですが、そのような中で疑問に思うのは、どこまでそれが伝わるのか、それに対する回答はどうなるのかという部分で、単に意見を出したということだけで終わってしまっては、ということを皆さん不安に思っているのだと思います。市長に直接お渡しし、お話しているのですんなりとはしないとは思いますが。

もう一つは、鹿野は周南市の一地域であり、地域の課題を反映させていいまちづくりをしていこう、新市をつくっていこうということなんですが、鹿野・熊毛・新南陽・徳山の各地域審議会同士につきあわせがないんですね、4地区の会長同士の協議がされて市の当局と話しもあるという体制が必要ではないでしょうか。市の方にどこまで伝わるのかということを皆さん心配していることをくみとっていただきたいと思います。

**事務局** 今回いただいた建議につきましては、まだ、文書で正式にはお答えしていませんが、以前、熊毛、新南陽でも建議があり、それにつきましてはお答えしたこともあります。この度いただいた「鹿野地区の緊急の課題について（建議）～医療・保健・福祉機能の充実強化について～」でございますが、この問題は、新市建設計画の中の21のリーディングプロジェクトに係ることでありまして、また、過疎計画とも関わってまいりますので、市では庁内で組織を立ち上げて今から取り組んでいこうとしています。また、もう一点につきましては、4つの地域審議会がありますが、法律や協議書では、各地域ごとに当該地域に係る事務を所掌することになっておりますけれども、前回はまちづくり総合計画の基本構想の部分でしたので、4地区の正副会長さんに集まっていただいて会議を開きました。今お話をされた



こともわかりますので、そういった会議の開催、会長同士の連絡も考えてまいりたいと思います。

**委員** ただ今出ている問題については大事なことですから、議事3番「今後の運営について」の項目で協議してはいかがでしょうか。

**会長** そういったご意見もありますので、議事2番の「まちづくり総合計画の概要について」の方へ進行して行って、その後でただ今の件をご協議いただきたいと思います。

**事務局** まちづくり総合計画の概要について説明

**会長** それでは、議事3番の「今後の運営について」に移ります。別段資料はございませんので、それぞれご意見をお願いいたします。

**委員** 協議書の第7条第2項に「市長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。」とあるが、地域審議会の予算のかねあいもあると思います。例えば、この条件をみたして会議の招集の請求をし、鹿野地区の課題について、1ヶ月に1回というふうに会議をした場合に公式な地域審議会として認めてもらえるのでしょうか。また、協議書の条文からすれば、公式なものとなるのではないのでしょうか。

**事務局** 今おっしゃられるように委員の4分の1以上の方からの請求がありましたら、公式な会議となります。また、第7条の第4項には、「会議は2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。」という制約も審議会の性格から定められています。また、予算のことですが、今年度予定していた回数で予算を組んでいましたが、いろんなことがありまして足らなくなる見込みがありますので、その分については増やす方向で対応したいと思っています。

**委員** 協議書により、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があり、会議を招集すれば公式なものとなるということですが、これまでは勉強会については任意ですという感じでしたが、そのあたりはどうなのでしょう。

**会長** 協議書に基づく委員の4分の1以上の者からの請求を基に市長が招集する会議と、これまで我々が任意でやってきた会議との違いは、市の執行部のトップの方の出席がないことと、議事録の作成がないことの2点ではないかと思われま。諮問事項でない場合、内容的なものについては、任意での開催であっても建議をし、市へ意見を出すこともできるし、正式なものが言うなれば本会議というかっこうで、市の側からの招集となるので、費用弁償、報酬が必要となり、それに対する予算組みを市の方ですということではないでしょうか。

**委員** それはそれで結構なのですが、私が言いたいのは、例えばこの9月に市長へ建議をしましたが、今日冒頭の市長あいさつの中で、そのことについて一言あってもよいのではないかと思います。そのことに全く触れられていないということは、建議したことに対して市は本当に考えてくれているのだろうか、時間をかけて我々が建議した事項に対処してくれるのだろうかと不安になります。また、地域審議会の重みはどうかという気持ちになります。周南市の職員を信用しないというのではないですが、他府県の事例などで、行政は事故が起こるまでやってくれない。事故が起こればすぐにやる。対処しなかったのは住民が言わなかったからだ、というようなスタンスの傾向がみうけられ、だからこそ意見を言っていかなければいけないという思いが強くなる。私はそういう面を言っているのです。

**会長** わかりました。もう一度確認しますが、我々が任意で開催するものと、協議書に基づく委員の4分の1以上の者からの請求を基に市長が招集する会議との風

通しの度合いの違いはどうかという話ではないかと思いますが、効果は変わらないということですね。

**事務局** 今おっしゃられたとおり違いございません。また、今後夜間に会議をされることもあろうかと思いますが、市では、周南出前トークをたちあげまして、団体やグループの会議に夜間や土日などに市の担当部局が出向いていきまして、市でやっていることをご説明する、また、ご意見をいただくというようなことをやっておりまして、この地域審議会につきましても、協議書に「会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。」という条項もありますが、市の職員が出向いて説明するという体制も用意してございます。また、先ほどのまちづくり総合計画の説明でもございましたように、市民と行政が一緒になってまちづくりをしていこうというのが一番の基本ですので、その点についてはお気遣いされなくても、きちんとしていきたいと思います。

**委員** 今の出前トークについては、説明をし、意見を求めるというなお話でしたが、意見を出したり議論をするのでなく、実際にはこうなんだと市政を紹介するものだと広報には書いてあり、一方的なものと理解していたのですがいかがでしょうか。

**事務局** これについては、市の方から一つのテーマについて説明するという一方的な部分もありますが、広報広聴事業としてやっておりますので、ご意見を聴いて帰ることもあわせてしています。これまで開催した中でも、市への批判を含めご意見をいただいております、皆さんの声を聴いて帰っています。

**委員** 市の方で考えている今年度、来年度の地域審議会の開催スケジュールはありますか。

**事務局** 市の方からの諮問事項については、先ほどご説明しましたように、新市建設計画及び総合計画の基本構想の進捗状況や変更であったり、市長が必要とする事項があれば諮問するという場合になりますが、これから先にそういったケースが出てくるかどうかはわかりませんが、もう一つ協議書第3条第2項にある項目、この審議会として必要と思われることをしっかり議論していただき、意見をまとめていただくということをやっていただくことができると思います。

**会長** 具体的な諮問事項は、今の時点ではないと理解してよろしいですね。

**事務局** はい、今の時点ではございません。

**委員** 私は、この度新しく委員となったのですが、今まで、市側の諮問で何回、任意で何回開催したのか、またどういうことをやってきたのか教えていただきたいのですが。

**会長** それについては、私から説明しましょう。平成15年は10月に委嘱を受けた1回（公式）、任意はございません。平成16年度は、まつづくり総合計画の基本構想の諮問にもとづくものが3回（公式）、任意は4回。今年度は策定された基本構想の説明で1回（公式）。任意は7回です。

**委員** 任意の会議の内容は一つの案件についてですか。

**会長** 内容をどう絞り込んでいくかという話からはじまり9月に建議するまで、トータルでこういった回数ということですよ。

**委員** わかりました。私が思いますに、この審議会の目的・意義は、3つあると思います。一つは市長から諮問される事項を審議すること。二つ目は鹿野地域の住民の意見と要望。三つ目は、4地区ありますので、新市としての一体感をもつためにも、他地区の要望事項は何か、また、新市に対してどう考えているかということ

について意見を交わし、交流していくことが必要だと思います。この3本を組み合わせ、どういふふうにローテーションさせていくかということだと思います。例えば、2番目の住民の意見と要望についてとりまとめていく、ということについては、方法としては、我々で自主的にたたきあげてまとめていく、皆さんの意見がまとまるときに任意で集まってやるということだと思います。また、これまで、平成16年度に4回、17年度に7回ということで実績もつくっておられるわけですが、もうひとつ地域の中での細かいところの案件があると思います。例えば、渋川地区、大潮地区、まち中の本町地区などで、細かいところの問題があると思うんですね、そういった鹿野地域内の細かい地区ごとの問題、困っておられることについて、この地域審議会できりあげ審議していくことが必要だと思います。今後の運営にあたっては、そういった小さいところから積み上げていくということを取り入れていただきたいと思います。

**事務局** 今、住民からの意見ということでご発言がありましたが、これにつきましては、自治会連合会の方で各地区からの要望があがってきておりまして、こちらに会長さんがいらっしゃいますが、それに対しとりまとめをし、お答えをしています。それについては、この地域審議会できり要望事項の内容を資料としてお出しすることもできると思いますが、会長さんいかがでしょう、よろしいでしょうか。

**会長** いいですね。付け加えますと、自治会連合会の方できり音頭をとりまして、年度当初の早い時期に、翌年度の市の予算編成に間に合うよう、各自治会長さんに要望事項の提出をお願いしております。これを各地区会長さんが目を通され取りまとめていただいたものを、行政の方できり1項目づつ確認をし、それに対する回答を各自

治会長さんに説明し、文書でお渡ししているというのが、ここ2,3年間の実情でございます。

**事務局** その中で、地域審議会に諮らなければならないような事柄については、ご報告させていただきたいと思います。また、他地区との交流につきましては、全体的な話の中で本庁とも相談し開催できればと思いますが、鹿野だけのことでなく、他地区との調整が必要かと思います。

**委員** 先ほどの要望の件ですが、自治会連合会だけでは万全ではないと思うんですね、この会には各団体から集まっておられますが、他にもたくさん団体はありますし、連合自治会は自治会からあがってくるものだけですからそれでは不十分だと思います。例えば、商工業の問題なんかは自治会の方には上がってこないわけですね。しかしながら、各自治会からあがってくる問題については、また資料がいただけるということなので、それを見て勉強させていただきます。それから、他地区との交流の件ですが、これはそれぞれに地域審議会があるわけですから、行政主導というよりは、互いに連絡をとりあって交流を深めましょうということで、自主的にやっていく活動であろうと思います。

**委員** 鹿野のように小さな地区でも、情報が上がってくるかといえばなかなか上がってこないというのが実態なんですね、幸いこの度、コミュニティー推進協議会（以下「コミュニティー」と記載）を立ち上げるという話になりまして、50余りの団体が一体となって、地域全体のネットづくりができるということなんですね。その中に連合自治会長さんも入っておられますけれども、このコミュニティーと地域審議会がうまくバッテリーを組んでやっていくという体制をつくって、いろんな情報が入ってくるというふうにしていくことが非常に重要ではないかと思います。

また、この2年間地域審議会の委員をやらせていただいて、自主的に勉強会をやってきたことが非常によかったと思います。今後、この会の運営にあたり、やはり市の諮問で開催する会議と、任意の勉強会の年間計画、プログラムをたてておくことが必要ではないかという思いがあるのですがいかがでしょうか。

**会 長** ただ今いろいろご意見ございましたが、諮問事項の問題、地域の要望事項の問題、これにつきましてはこの会として当然対応していくことになるかと思えます。また、他地区との交流の問題については、行政サイドから投げかけてみるということでございました。そして、コミュニティーを今後たちあげていく中で、いろいろな問題、課題があがってくるかと思えますが、地域審議会として連携しながら対応していくことが必要であると思えます。それから、市からの諮問事項は現時点ではないとの事務局からの説明でしたが、自主研修について、より地域の課題を積み上げ、取り組んでいくためにある程度のスケジュールが必要ではないかというご意見がありましたが、このことにつきまして、具体的な案はございませんでしょうか。

**委 員** その前に、自治会からの要望事項についてはまた資料をいただけるということで大変ありがたいし、「地域審議会」と会の名前に地域とついているが、なるべく地域エゴは抑えていかなければいけないと思えますが、合併して2年半余りが経過する中で、鹿野地域が合併する前と、合併してからとどう変わったかということについて、資料を出していただけないでしょうか。例えば、グリーンハイツが来年廃止になるという話、鹿野診療所ももうじき医師が一人になり、診療所自体も廃止になるという話、あるいは鹿野高等学校の話、休校している小学校の校舎は今後どうなるのかという問題、路線バスの問題など、例えグリーンハイツが県の施設で

あっても、鹿野にあるわけだから市としてどうしていくかということは考えておられると思うし、それらの問題を市としてどう対処していく方針なのかということを示していただいて、そのことを頭において審議していくことが、地域審議会の役目ではないかと思うのです。鹿野地区だけで結構なのですが、そういった資料を出していただくことはできないのでしょうか。

**事務局** 今のことにつきまして、旧鹿野町が周南市に合併して、制度的にどう変わったかということについては、資料をお出しできます。例えば、使用料がこうなったとか制度が変わったことなどです。しかしながら、グリーンハイツがどうなるか鹿野高校が将来どうなるかということなどは、合併そのものと直接の関係がないと思われます。鹿野高校の存続などにつきまして、署名活動され多くの署名が集まったと聞いていますので、そのことを周知されている方もおられると思いますが、そういった動きがどうなるかということについて資料をお出しすることはできないと思います。但し、先ほど申しましたような制度的な変化につきましては、合併協議の中で懇談会を開催するなど皆様に周知してきたつもりではありましたが、まだ市民の方に広く周知されていないということでしたら、資料としてお出しすることはできると思います。

**委員** お言葉を返すようですが、鹿野高校もグリーンハイツも県の施設ではありますが、鹿野町の時代にやってきたことと、周南市になってからと、例え県の施設であっても所在する市町としての方針があるのではないですか、また、鹿野診療所についてもいづれなくなると聞いていますが、そのあたりはどうなのですか。

**事務局** 鹿野診療所がなくなるという話は聞いておりません。廃止が具体的に決まって、それから話があったのでは困るというお話かと思いますが、今後、そういっ



た状況が生じた場合には、お知らせできるものについては、お知らせしていきます。

また、鹿野高校については、市長が県に直接、その存続を強く依頼しています。

**委員** 合併してどういうふうになったかということ資料として出すというのはやはり無理なのではないでしょうか。できないのなら今後検討していきますということでも結構ですが。

**事務局** こまごまと全部はできませんけれども、こういったことがこういうふうに変わりました。新しくできました、なくなりましたというのは、できましたら次の機会に資料としてお示ししたいと思います。

**委員** 水道料金がどう変わったとかそういうことはいいんですよ、そうではなくて、我々が関心のある事柄についてということなのですが。

**事務局** お知らせしておいた方がいいと私どもが判断させていただいた事柄について、資料をつくりお出ししたいと思います。

**委員** 今の委員さんのご意見は、今後どういうふうにこの会を進めていくかという上で、ポイントになると思うんですね、しっかり地域の情報や課題を集め、こういうことは市に相談に行ってみようというのが、基本的な形だと思います。

**委員** 先ほど、会長さんからスケジュールの件でお話があり、市からの諮問は現時点ではないということでしたが、予算的にはどうなのですか。

**事務局** 今年度当初予算で3回分の予算を組んでいましたが、後2回分の補正をしています。

**委員** そうなりますと、平成18年度は新市建設計画の真っ只中に入っていくので、市長の招集による開催がある場合も、市からの報告事項が主になることが想定される。それについては、大きな問題、例えば徳山駅周辺部の再開発などについて

は、議会での審議となり、この地域審議会で意見を出しても通ることではないと思います。ところで、平成18年度は市からの招集は何回ありますか、それを聞いて、後の我々のスケジュールを決めていけばよいと思います。

**事務局** 今ちょうど来年度の予算編成時期でございます、毎年度基本的にはそうなのですが、平成18年度も3回分の予算を計上しています。実際に開催する中で、不足してくれば追加で補正をかけるという形になるかと思えます。その中で、4月の初めに1回は、実施計画、新年度予算の説明をさせていただくことになりまして、後の2回は公式なものとして、自主的な開催もしていただけたらと思います。

**委員** 後は、我々が自主的に任意で開催する会議を、定期的にするか、意見が出た時にやるかということを決めておけばよいのではないかと思うのですが。

**会長** そのあたりにつきましては前任期の時にも話が出たことがありますが、ある程度テーマをもって進めていかないと、集まるだけになって無駄に時間がたってしまうということになっていけないと思います。普段の日常生活の中で、あるいは団体や他の方との交流の中で、次にこういう話をしていこうという、それぞれのテーマをもっておかないと会議がスムーズにできないのではないのでしょうか。

**委員** 今、会長さんが言われましたように、各団体、自分の持場の中で問題点や課題を検討しておく、会議については、会長さんの方から招集していただくということだけ決めておけば、何か問題があったときは、そのテーマがある委員さんの方から会長さんの方へ招集を依頼し、会議を開催することができると思います。なかなか自分の持場以外のことというのはわからないし、定期的に決めて、何もテーマもなく集まっても話ができないと思います。

委員 今回の委員さんのご発言について、任意の会議は、会長が招集しなければ開催できないというのでは、いけないのではないのでしょうか、せっかくやるのであれば、委員の過半数以上の同意があれば開催するなど、決めておいた方がよいのではないのでしょうか。

委員 ですが、一つの案件に対して、過半数の方に常に相談、お願いをし、そういった手続きをふまないと開催できないというのは、皆さんお忙しい中で大変なのではないのでしょうか。ある程度会長さんに権限を与えて、委員さんからの提案に対し、これは大事なことから皆さんにはかりましょうという形にした方が、スムーズなのではないのでしょうか。

委員 基本的には、通常の会議は会長さんが招集することになっており、会長さんが分別を以ってされるわけですが、今回は新しい任期の初回の開催でありまして、新しく委員になられた方もおられますし、皆さんそれぞれの思いがあると思います。そこで、一度、我々だけで自主的な研修会をもって、その場で今のことについて話しをする、その開催時期については会長さんにお任せするというのでいかがでしょうか。

委員 そうしましょう。一度そういう会をやりましょう。

会長 それでは、ただ今皆様からお話ございましたが、早い時期にそういった会をもちまして、お互いに気軽にお話をするということで、同じ目的に向かって前進していこうという気持ちは同じですので、その中で、今後の進め方について決めるということでよろしゅうございますか。

委員 異議なし。

会 長 それでは、大変長時間にわたりご協議いただき、お世話になりました。ありがとうございます。

(閉 会)